

参議院文教・科学委員会會議録第十号

平成十二年四月十三日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任 仲道 俊哉君

補欠選任 中曾根弘文君

三月二十九日

辞任 阿南 一成君

補欠選任 岡 利定君

齊藤 滋宣君

中曾根弘文君

福本 潤一君

補欠選任 長谷川道郎君

三月三十日

辞任 龜井 郁夫君

補欠選任 阿南 一成君

統 訓弘君

田名部匡省君

補欠選任 福本 潤一君

三月三十一日

辞任 岡 利定君

補欠選任 水野 誠一君

水野 誠一君

四月十一日

辞任 橋本 聖子君

補欠選任 野間 昶君

四月十三日

辞任 煙野 君枝君

補欠選任 井上 美代君

出席者は左のとおり。

委員長 佐藤 泰三君

理事 岩瀬 良三君

理事 野間 昶君

理事 石田 美栄君

委員

松 あきら君
日下部徳代子君

阿南 一成君

有馬 朗人君

井上 裕君

扇 千景君

龜井 郁夫君

仲道 俊哉君

長谷川道郎君

江本 孟紀君

小宮山洋子君

本岡 昭次君

福本 潤一君

井上 美代君

林 紀子君

菅野 壽君

田名部匡省君

國務大臣

國務大臣 科学技術庁長官

中曾根弘文君

政務次官

科学技術政務次官 齊藤 鉄夫君

事務局側

常任委員会専門員 巻端 俊兒君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○技術士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐藤泰三君) ただいまから文教・科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、齊藤滋宣君及び橋本聖子君が委員を辞任され、その補欠として長谷川道郎君及び野間昶君が選任されました。

また、本日、煙野君枝君が委員を辞任され、その補欠として井上美代君が選任されました。

○委員長(佐藤泰三君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤泰三君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に野間昶君を指名いたします。

○委員長(佐藤泰三君) 技術士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。中曾根科学技術庁長官。

○國務大臣(中曾根弘文君) このたび、森内閣の発足に当たり、文部大臣及び科学技術庁長官を拝命いたしました。

引き続き職に当たることとなり、大変な責任の重さを痛感しているところでございます。改めて、委員長初め委員各位の御指導、御協力を心よりお願い申し上げます。

技術士法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

近年、国際的な経済活動の活発化に伴い、技術者の国境を越えた活動を促進する必要性が増大しております。このような状況に対応するため、欧

米先進国を中心に技術者資格を相互に承認する動きが具体化しているところでありますが、アジア太平洋

経済協力、APECにおいても、域内での技術者資格の相互承認に向けた基本的な枠組みが合意され、現在、詳細な検討が進められております。また、科学技術創造立国を目指す我が国としては、

技術基盤の強化及び技術革新による国際競争力強化等を図るため、これを支える技術者の育成、確保が重要な課題となっております。

一方で、現代社会は技術に多くを依存し、技術が社会に及ぼす影響がますます大きくなっていることにかんがみ、技術に携わる者が公共の安全、環境の保全等の公益の確保を図るべきことが強く求められております。

本法律案は、技術者をめぐるこのような現状を踏まえ、高等の専門的応用能力をもって我が国の科学技術の向上等に資することが期待されている技術士の制度について、国際的な整合性の確保、良質の技術士の一層の育成等を図ることを目的として、外国との相互承認に備え、一定の外国の技術者資格を有する者を技術士として認めることとするとともに、試験制度の改善等を図り、さらに、技術士等が技術に携わる者として果たすべき責務について新たに規定するものであります。

第一に、本法律案の要旨を御説明いたします。

第一に、技術士制度について、外国との相互承認に対応するための規定の整備であります。

アジア太平洋経済協力、APEC域内における国際的な技術者資格の相互承認の枠組み等に対応するため、一定の外国の技術者資格を有する者を技術士として認めることができることとしております。

第二に、試験制度の改善等に関する規定の整備であります。

技術の高度化や総合化等に適切に対応できる技

術士を確保するため、第一次試験において、新たに科学技術全般にわたる基礎的学識及び技術に携わる者として果たすべき公益に対する責務等に関する理解について確認するとともに、技術士を目指す者が必ずこうした基礎的学識等を習得しているよう、第二次試験の受験資格として、原則として第一次試験の受験を課すこととしております。

また、より多くの若手の優秀な人材が技術士を目指すよう、一定の大学等の課程を修了した者については、第一次試験の受験を免除し、技術士補となる資格を有するものとして扱うこととしております。

さらに、より多くの技術者が第二次試験の受験の機会を持つことができるよう、第二次試験の受験要件として、技術士補として技術士を一定期間補助した場合等に加えて、新たに、優秀な指導者による監督のもとで科学技術に関する専門的応用能力を必要とする業務に一定期間従事した場合を認めることとしております。

これらの措置に加え、試験制度の改善に向けた所要の規定を整備することとしております。

第三に、技術士等が技術に携わる者として果たすべき責務に関する規定等を新たに追加することとしております。

まず、技術士及び技術士補について、その業務を行うに当たって、公共の安全や環境の保全等の公益を害することのないよう努めるべき責務を規定することとしております。

また、技術士について、継続的にその知識及び技能の水準の向上を図るなど、技術士としての資質の向上に努めるべき責務を規定するとともに、関連する所要の規定を整備することとしております。

以上が本法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐藤泰三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会

三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、一学級定数を三十人以下にすることに関する請願(第九一四号)

一、学校施設の改善と三十人以下学級の実現に関する請願(第九二五号)

一、私学助成の拡充と公私共に三十人学級の実現に関する請願(第九九四号)

一、学校施設の改善と三十人以下学級の実現に関する請願(第九九五号)

第九一四号 平成十二年三月二十二日受理

一学級定数を三十人以下にすることに関する請願

請願者 群馬県高崎市下小島町七六四ノ三 西川舞 外四十四名

紹介議員 井上 美代君

子供の荒れ、学級崩壊など教育現場の実情は深刻である。

ついで、教師が子供たち一人一人に目が行き届くよう、次の事項について実現を図られたい。

一、直ちに一学級定数を三十人以下にすること。

請願

第九二五号 平成十二年三月二十二日受理

学校施設の改善と三十人以下学級の実現に関する請願

請願者 兵庫県川西市久代一ノ二二ノ一 五 井出山しげの 外四千七百七十五名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第四八八号と同じである。

第九九四号 平成十二年三月二十三日受理

私学助成の拡充と公私共に三十人学級の実現に関する請願

請願者 愛知県岡崎市能見町二〇四 加藤 徹 外九百九十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一一七号と同じである。

第九九五号 平成十二年三月二十三日受理

学校施設の改善と三十人以下学級の実現に関する請願

請願者 愛媛県北条市北条七八八 義野清 美 外四百十七名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四八八号と同じである。

四月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学助成の拡充と公私共に三十人学級の実現に関する請願(第一〇四二号)

一、教育条件改善特別助成など私学助成の大幅増額と小中高校三十人学級の早期実現に関する請願(第一〇七二号)

第一〇四二号 平成十二年三月二十七日受理

私学助成の拡充と公私共に三十人学級の実現に関する請願

請願者 名古屋市西区西中島一ノ六〇三ノ二〇五 平野幸義 外九十七名

紹介議員 山本 保君

この請願の趣旨は、第一一七号と同じである。

第一〇七二号 平成十二年三月二十八日受理

教育条件改善特別助成など私学助成の大幅増額と小中高校三十人学級の早期実現に関する請願

請願者 仙台市青葉区国見ヶ丘五ノ三五ノ三 岩崎公彦 外二千六百九十八名

紹介議員 岡崎トミ子君

行き届いた楽しい学校をつくるには、教育条件の一層の改善が重要であり、急務である。また、私立学校の学費はもはや耐え難い額となり、経常費助成の増額及び教育条件改善特別助成の実現が求められている。こうした中で平成六年度予算では私立高校以下の国庫補助が二十五%も削減されており、平成七年度以降は、十年度を除き十一年度予算でも何とか増額されているが、こうした状況を直ちに改め、私学助成を抜本的に拡充するよう求める。

ついで、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、私学助成の国庫補助制度を守り、これを大幅に増やすこと。

1 私学に対する経常費二分の一助成を早期に達成すること。

2 生徒急減期の教育条件改善特別助成(学級人数縮小のための助成、専任教員の役割を公立並みに向上させるための助成、学級数の適正化・縮小に対する助成)を実現すること。

3 施設設備助成を実現すること。

4 父母負担を軽減するための授業料助成を実現すること。

二、行き届いた教育を進めるため、小中高校で三十人学級を早期に実現すること。そのために教職員定数を増やすこと。

三、高校、大学の授業料など教育費の父母負担を軽減するための措置を講ずること。

四、教育予算を更に増やすこと。

四月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、技術士法の一部を改正する法律案

技術士法の一部を改正する法律案

技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 技術士試験（第四條）第三十一條」を「第二章 技術士試験（第四條）第三十一條」を「第二章の二 技術士等の資格に関する特例（第三十一條の二）」に、「第四十七條」を「第四十七條の二」に改める。

第二章第一項中「第六條第二項第二号において」を「以下」に改める。

第五條第一項中「第一次試験は、」の下に「技術士となるのに必要な科学技術全般にわたる基礎的知識及び第四章の規定の遵守に関する適性並びに」を、「必要な」の下に「技術部門についての」を加える。

第六條第一項中「必要な」の下に「技術部門についての専門的知識及び」を加え、同條第二項第二号中「科学技術」を「前号に掲げる者のほか、科学技術に、又は評価の」を、「評価又はこれらに関する指導の業務を行う者の監督（文部科学省令で定める要件に該当する内容のものに限る。）の下に当該に改め、」超えるもの」の下に「（技術士補となる資格を有するものに限る。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 前一号に掲げる者のほか、前号に規定する業務に従事した者で、その従事した期間が文部科学省令で定める期間を超えもの（技術士補となる資格を有するものに限る。）

第六條に次の一項を加える。

3 既に一定の技術部門について技術士となる資格を有する者であつて当該技術部門以外の技術部門につき第二次試験を受けようとするものに対しては、文部科学省令で定めるところにより、第二次試験の一部を免除することができ

る。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 技術士等の資格に関する特例

第三十一條の二 技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、我が国においていずれかの技術部門について我が国の法令に基づき

技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものは、第四條第三項の規定にかかわらず、技術士となる資格を有する。

2 大学その他の教育機関における課程であつて科学技術に関するものうちその修了が第一次試験の合格と同等であるものとして文部科学大臣が指定したものを修了した者は、第四條第二項の規定にかかわらず、技術士補となる資格を有する。

第三十二條第一項中「技術部門」の下に「（前條第一項の規定により技術士となる資格を有する者にあつては、同項の規定による認定において文部科学大臣が指定した技術部門）」を加え、同條第二項中「当該技術士補となる資格を有する者が合格した第一次試験の技術部門」を「合格した第一次試験の技術部門（前條第二項の規定により技術士補となる資格を有する者にあつては、同項の課程に対応するものとして文部科学大臣が指定した技術部門。以下この項において同じ。）」に改める。

第三十四條第二項第四号中「合格した第一次試験又は第二次試験の」を「登録した」に改める。

第三十六條第一項に次の一号を加える。

三 第三十一條の二第一項の規定により技術士となる資格を有する者が外国において同項に規定する資格を失つた場合

第四十五條の次に次の一条を加える。

（技術士等の公益確保の責務）

第四十五條の二 技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たつては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

第四章中第四十七條の次に次の一条を加える。

（技術士の資質向上の責務）

第四十七條の二 技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。

第五十五條中「保持」の下に「資質の向上」を加

え、「その」を削り、「資するため」の下に「、技術士の研修並びに」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の第六條第二項第二号の要件（以下「旧業務従事者要件」という。）に該当している者及びこの法律の施行の日以後に旧業務従事者要件に該当することとなつた者は、平成十五年三月三十一日までの間は、改正後の第六條第二項第三号の規定にかかわらず、第二次試験を受けることができる。

第三号中正誤

ベッ 段 行 誤

三五 三 終わり 自立性 自律性 正

平成十二年四月十八日印刷

平成十二年四月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B